

## 令和7年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」 地域文化クラブ活動推進事業 実施要領

### ○ 地域文化クラブ活動推進事業

#### ① 実施団体

全国的な規模の文化芸術団体、文化施設、文化振興財団、文化協会等、及び、芸術系教育機関等

- ※ 実施団体は、全国複数地域で複数の課題について実証事業を実施し、本事業終了後も支部等を通じ、全国的な成果の普及が可能な団体に限る。
- ※ 文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部や合唱部等について、休日の文化部活動の段階的な地域移行等の課題に取り組むことを前提とし、地域における新たな文化芸術環境の整備充実に向けた取組の一環として実施するものに限る。
- ※ 事業を実施する各地方自治体の学校教育（部活動）所管部署や文化振興所管部署等と、共同・連携して事業に取り組むことができる団体に限る。

#### ② 実施数

2件程度

#### ③ 規模感

1件あたり：750万円程度

- ※ 再委託費の額は、申請件数や取組内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

#### ④ 事業期間

原則として、令和8年3月10日（火）までとする。

#### ⑤ 実施内容

実施団体は、域内において、下記に掲げるアからオの取組を参考に実証を行う。

「※」を付記している取組内容を必須とし、「※」を付記している取組以外に、ウからオのいずれかについても必ず1項目以上取組むこと。

各項目に該当する取組（各項目に付随する事務作業の負担軽減、効率化など）があれば、積極的に実施すること。また、下記以外の取組を行うことを妨げるものではない。取組により得られた成果を広く周知し、地域移行を推進するため、各地域の状況、課

題、連携・協力体制、活動方針・内容を把握・整理し、実施した以外の都道府県や他の団体が参考にできるマニュアルや報告書を作成することを念頭に置き、実施すること。

なお、本事業は、各都道府県・市区町村が実施する実証事業と重複して実施することはできない。

ア：指導者の量の確保「※」

【課題】現在担当する教員の兼職兼業意向が不明。地域・学校により指導者不足が発生。地域・遠隔人材とのマッチングが困難。

(取組例示)

- ・ 各分野連盟等の文化芸術団体に所属する指導者、地域の活動経験者、大学生・高校生等が地域文化クラブの指導者となる意向をアンケート等により把握する。
- ・ 地方自治体と連携し、文化芸術団体に所属する指導者を学校や地域文化クラブへ派遣するなど、相談・マッチング体制を確立する。
- ・ 文化芸術団体に所属する団員等に対し、地域の指導者にとって必要な研修等を実施し、都道府県等が設置する人材バンク等への登録を推進する。

イ：指導者の質の確保「※」

【課題】生徒の指導を安心して依頼できる指導者、保護者・生徒に望まれる指導者の不足。

(取組例示)

- ・ 地域文化クラブの指導者として必要となる子供への指導方法や学校・教育委員会等との連絡調整、保護者対応など共通事項に加え、特に吹奏楽活動において必要と考えられる、施設使用のルール、大会への参加、著作権の理解などについて、研修用のモデル教材やプログラムを作成する。
- ・ 地方自治体等と連携し、地方自治体等が実施する地域文化クラブ指導者の研修会等へ中学校長や文化芸術団体の指導者・コーディネーター等を講師として派遣する。

ウ：活動場所の確保

【課題】学校施設を利用する場合の鍵・施設の管理について、教員が関わらない方法。

(取組例示)

- ・ 学校、教育委員会に対し、教員以外の指導者による鍵の管理等の方策を示すなどし、学校の施設・設備・備品等を使用して、地域文化クラブ活動を実施できるように取組を実施する。また、利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法を含む）を策定する。

【課題】学校施設以外での活動場所の不足。施設利用料の減免制度の状況が不明。  
(取組例示)

- ・ 文化施設・社会教育施設等の減免制度を把握し、地域文化クラブ活動での利用促進について取り組む（施設利用料、利用ルールの設定など）。
- ・ 教育委員会や学校等と連携・協力し、小中高等学校、特別支援学校、大学、廃校となった施設などを活用した取組を実施する。

エ：楽器等用具の確保等

【課題】現存楽器等用具費及びメンテナンス費の財源（保護者負担、学校裁量経費、教育委員会一括購入、寄附など）が不明。楽器等の用具の追加確保や移動経費発生の可能性が不明。

(取組例示)

- ・ 上記財源や追加確保等の可能性の把握。
- ・ 企業等の協力や寄附、廃校・廃部となった学校等の用具の余剰品の有効利用。

オ：教員と地域指導者との連携

【課題】平日の教員（顧問）と休日の指導者間の指導方法の違いによる生徒の混乱。  
(取組例示)

- ・ 平日も含めた一体的な地域文化クラブの活動の検討。
- ・ 指導日誌、ICT活用、スケジュール管理アプリ等による、指導内容や活動状況を共有するための取組を実施。

## ⑥ 事業実施体制の構築

本事業を実施する実施団体は、下記に掲げるアからオを参考に、関係する地方自治体の学校教育（部活動）所管部署等をはじめ、文化芸術団体や文化施設、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携・協力し、文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽・合唱等について、本事業を推進できる体制を構築する。また、活動状況等について、文化庁に報告するとともに、関係団体等へも情報提供すること。

全国各地の地域の実情を踏まえ、吹奏楽・合唱等に関する地域移行の取組事例や課題解決のための方策を創出する観点から、地域や特性に偏りが生じないようにするため、都市部、過疎地域、離島など地理的要因を含め、状況や課題の異なる学校の生徒や指導者を対象として取り組むこと。

ア：関係者の理解促進

本事業を実施する実施団体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「文化部活動」という生徒に文化芸術活動の

機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の文化部活動に代わり、地域において文化芸術機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域で文化芸術に親しめる環境を新たに構築していく必要性について、子どもたちの文化芸術活動に携わる可能性のある多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

#### イ：地域文化クラブ活動の実施体制の構築

地域文化クラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、実施・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域文化クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域文化クラブ活動に参加するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や地元企業等からの寄付金とすることが考えられる。

特に、本事業2年目、3年目となる地域文化クラブ活動については、原則として、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や実施・関係団体の自主財源、寄附などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。

地域文化クラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、地方自治体、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくこと。また、学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。

#### ウ：取組みの把握と指導助言、支援

本事業を実施する実施団体は、各地域で実施する実証事業の取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

本事業を実施する地域において、地方自治体が文化部活動の地域文化クラブ活動への移行に関する協議会等を設置している場合には、当該協議会等の議論・方針等を踏まえ、実証事業の取組内容について指導助言、支援を行うこと。

#### エ：事業の周知、事業の検証、成果の普及

本事業を実施する実施団体は、事業の実施に当たり関係する地方自治体の学校教育（部活動）所管部署や学校、生徒・保護者等に対して活動内容（安心・安全な活動へ

の配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。)について、事前に周知をする。

また、本事業を実施する実施団体は、令和3年度・令和4年度の地域文化部活動推進事業及び地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業及び令和5年度・令和6年度地域文化クラブ推進事業における成果や課題に加え、本事業における実証結果(課題や地域の状況に合わせた取組結果、地方自治体における評価、生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む)や成果の評価・分析等を行った上で、地域における休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たな文化芸術環境の整備の進め方を検討するとともに、本事業の成果を関係する文化芸術団体や支部等へ周知・普及すること。

オ：今後の進め方等の決定

本事業を実施する実施団体は、休日の部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後も、実証事業を実施した地域またはそれ以外の地域においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域における文化芸術環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること。

⑦ 留意事項

地域文化クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)の内容を十分踏まえること。

また、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における検討状況等を踏まえ、取組を推進していくこと。

文化庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する実施団体は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

地域文化クラブ活動は、学校部活動とは異なり災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。また、熱中症など事故防止について、日ごろから適切に対応すること。